

平成 27 年第 1 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 27 年 1 月 20 日、午後 3 時 15 分から 601・602 会議室において、平成 27 年第 1 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
城所 正彦
保坂 律子
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田 大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 「報告事項」

委員 長 ただいまから平成 27 年第 1 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
平成 27 年初めての顔合わせということもありまして、あけましておめでとう
ございます。本年もよろしく願いたします。
それでは、日程第 1、本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思ひます。ご異議ございません
でしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願い
いたします。

次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。
教育長から教育行政報告の申し出がござひます。
日程第 3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長よりご報告申し上げます。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 工事請負状況について

学務課長 1 平成 26 年 12 月分不登校による欠席児童・生徒数について

指導課長 1 担当者事業について
2 連携推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について
2 芸術文化活動の振興について
3 成人式について
4 文化財の保護と普及について

- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成26年12月生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 市立公園内運動施設管理運営について
 - 2 社会体育施設管理運営について

- 学校給食課長
- 1 3学期学校給食開始について
 - 2 平成26年度第3回給食主任会について
 - 3 試食会について
 - 4 衛生管理研修会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校・地域との連携について
 - 6 図書館の利用状況について

委員長 ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4、「報告事項」でございます。本日の報告事項は5件です。「第二次稲城市教育振興基本計画について」及び「稲城市総合教育会議について」を教育総務課長より、「稲城第五中学校特別支援学級（知的障害・固定級）開設について」を学務課長より、「稲城市いじめ防止基本方針について」を指導課長より、「第二次稲城市子ども読書活動推進計画（案）について」を図書館課長より説明をお願いいたします。
初めに、教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 まず、第1点目の第二次稲城市教育振興基本計画ということで、別冊で、遅くなりましたけれども、お渡ししてある部分からご説明、ご報告をさせていただきます。

遅ればせながら、過日、教育委員会の委員さんと意見等を伺わせていただきまして、その後に最終の策定委員会がございました。その次に、2月13日、福祉文教委員会で現状の基本計画についてご報告するというので、ぜひ概要についてご報告させていただきたいと思っております。

基本計画（案）の表紙をおめくりいただいて、まず、目次のところからでござ

ございますが、以前にも中間報告ということで第1編についてはご報告をさせていただきましたけれども、再度、構成につきましては、第1編の総論と第2編の各論ということで2編に分けさせていただくような形です。第1編につきましては、第1章、計画の策定にあたって、計画の位置づけ、第4節の計画の策定体制から第2章、教育に関する主な動向で、国、東京都、稲城市の動向ということでまとめさせていただき、その中で、第4節の中では、アンケート調査なり、これまでの状況を踏まえた稲城市の教育をめぐる現状と課題を、ライフステージ等に沿った形で14項目に分けて記載させていただいております。これがまず第1編、総論の中身で、計画の体系まで、理念から第3章に続いて、最終的には計画の体系ということで、三つの施策の柱、11の施策の方向性と、33の主な施策を挙げさせていただいているところでございます。

これにつきましては、以前にもご報告させていただきましたけれども、次に第2編の各論については、同じように第1章から章立てで第4章までの枠で記載させていただいておりますけれども、まず第1章につきましては、家庭や地域における学びの推進と連携ということで、3項目の支援について記載をさせていただいております。家庭の教育力の向上の中で家庭教育への支援から幼児教育ということで、地域力を高め活かす教育の推進まで、第1章では記載をさせていただいております。

第2章につきましては、「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進ということで4番目の確かな学力の育成から9番目の学校施設・設備の充実ということで、国の方向性から主な取り組みということでまとめさせていただいております。

第3章につきましては、市民の生涯にわたる学習活動の振興ということで、10番の生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの活動の振興まで、主な取り組みまで記載をさせていただいております。

第4章に至っては、計画の推進にあたってということで、計画を堅実に推進していくための進行管理について記載させていただいているところでございますけれども、内容につきましては、1月13日、皆様の意見をいただいた内容と若干手直しをしている部分がございますので、この部分、そんなに大きくは変化をしていないので、13日の状況の内容をご確認いただきたいと思います。

計画の総論から各論まで、68ページまで今作成をしておりますけれども、その次にアンケート調査結果等の資料を掲載させていただいて全82ページ程度でまとめさせていただいているところでございます。これまでの経過としまして、策定委員会、昨年からですが7回開催させていただいております。庁内検討会につきましては9回、市民の意見公募については8月18日から9月1日まで実施をさせていただいております。その他、各学校、各幼稚園、各市立・私立保育園、私立学童クラブ等、ご意見を頂戴して進めていったところでございます。

今後の予定としましては、先ほどご説明しましたが、福祉文教委員会で2月13日ご報告をしまして、最終的には教育委員会、次の来月の教育委員会で議案として上程をさせていただくということで、ご審議のほうを賜ればと思っております。なお、この計画の策定、公表につきましては、3月末という形で手順を踏んで進めてまいりたいと考えております。各内容につきましては、お目通しをいただければと思っております。

続きまして、稲城市総合教育会議についてでございます。皆さんご承知のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が4月1日から改正法が施行されるということで、その改正地方教育行政法の柱としましては、新教育長制度、首長が主催する総合教育会議、また、首長が教育施策の大綱を策定という大きな柱がございましたが、教育長制度については経過措置が設けられているということで、市としてはいわゆる現在の教育長制度で当面は進めていくということでございますけれども、総合教育会議、首長の大綱策定につきましては4月1日、法律の施行と同時に各市町村が進めなければいけないということで、まずは稲城市総合教育会議を4月1日から設置するというご報告をさせていただいていきたいと思っております。

まずは構成委員としましては、稲城市長と稲城市教育委員会の委員さんで構成がされるということでございます。

会議の内容によりまして、意見の聴取ということで、必要に応じて関係者並びに学識経験者の出席を求めることができるというような形になっております。

会議の開催につきましては、法律上何回開催しろというものは規定されておられませんけれども、定例会は基本的には年1回、必要に応じて随時会を開催いたします。また、会議は教育委員会等法律の趣旨に則って原則公開とするという形をとりたいと思っております。

事務局につきましては、市長部局企画部企画政策課に設置をするという予定でございますが、ただし、会議での協議題、これは法律で協議題という呼び方をしておりますけれども、資料の準備等が教育委員会教育部教育総務課と協働して実施をするという内容で検討してございます。

その他ということで、稲城市総合教育会議の運営に必要な事項は、稲城市総合教育会議が定めるという形になっております。

設置に伴う要綱等につきましては、稲城市総合教育会議が開催をされた後に、その会議の構成の中で決定をしていくという形で予定をしております。また、稲城市総合教育会議の開催の事務分掌改定については、稲城市の組織規則なり教育委員会の事務局処務規則なりでこの定義をするような形になります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

次に、「稲城第五中学校特別支援学級（知的障害・固定級）開設について」

を学務課長よりお願いいたします。

学務課長 それでは、資料に基づきまして、ご説明を差し上げます。

稲城第五中学校に特別支援学級、知的障害の固定級を開設することになりました。1番目の経過でございますが、平成23年度に、「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針」を策定いたしまして、平成25年度より第五中学校に知的障害及び自閉症、また情緒障害の固定学級の開設を予定いたしました。

平成24年度に就学相談をした結果、入級希望者が少数だったため、平成25年度からの開設を見送っております。ただ、平成25年度から使えるように施設の整備を行いまして、教室を4教室確保しております。

平成25年度になりまして、就学相談の結果、情緒障害等の通級指導学級への入級希望者が8名、知的障害の固定学級への入級希望者が1名ありましたが、とりあえず1名だったことから知的障害の固定学級につきましては見送りまして、情緒障害等の通級指導学級については開設を決定させていただきました。

平成26年度に以上のような結果を受けて、稲城第五中学校に情緒障害等の通級指導学級を開設いたしました。また、就学相談の結果、知的障害の固定学級の入級希望者が4人ありました。そのことから稲城第五中学校に知的障害の固定学級の開設を予定し、東京都に報告し、承認をいただいております。

この目的ですが、ここにも書きましたけれども、稲城市内の知的障害の特別支援学級は稲城第一中学校1校であって、ニュータウン地区にはなかったということ。また、市の人口がまだ伸びておりまして、今後のその特別支援学級への児童・生徒のその就学相談の件数は増加傾向にありますので、今後も需要は進むだろうということがあります。こうした状況を捉えまして、ニュータウン地区の市民の設置要望と、より手厚い教育的支援を実施していくことを目的として、稲城第五中学校に知的障害の特別支援学級の固定級を設置することといたしました。

今回の就学相談の結果、入級希望者が4人、これは全て新中学生1年生です。

今後の予定ですが、特別支援学級入級説明会というのを1月下旬、1月27日にやる予定しております。これはふれんど平尾のほうで実施したいと思っております。それを受けて、平成27年4月1日より開級ということになります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、「稲城市いじめ防止基本方針について」を指導課長よりお願いいたします。

指導課長 稲城市いじめ防止基本方針についてご説明申し上げます。

資料は、稲城市いじめ防止基本方針の本文をご覧ください。こちらが7ページまで、その後にA3で基本方針本文を図にまとめたものがございます。

こちらの内容は同じでございますが、わかりやすいように図の形に落としたものでございます。また、本日、当日資料ということで、いじめ問題への組織的対応に係る全体構造ということで、流れ図、A4の1枚を追加させていただいております。こちらをご覧くださいになりながら説明させていただきます。

まず、稲城市いじめ防止基本方針でございます。本方針は、稲城市立学校におけますいじめの問題を克服し、児童生徒の尊厳を誇示する目的のもとに、市、学校、家庭、地域、その他の関係機関が相互に連携し、平成25年9月に施行された、いじめ防止対策推進法に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものでございます。

内容といたしましては、第1に、いじめ防止等の基本的な方針といたしまして、いじめを定義、いじめの禁止、いじめ防止等に関する基本的な考え方について明らかにしております。

第2に、いじめ防止等の具体的な対策といたしまして、市及び教育委員会によるいじめを生まない、許さない学校づくり、関係機関との連携、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、学校による学校いじめ防止基本方針の策定、学校いじめ防止組織等について定めております。

第3に、重大事態での対処といたしまして、重大事態の定義や平成27年4月以降に実施されます稲城市総合教育会議とも連携した対処などについて定めているものでございます。

全体構造につきましては、A4、当日資料のいじめ問題への組織的対応に係る全体構造図をご覧ください。右側、児童・生徒・保護者というところでございますが、いじめが発生した場合、児童・生徒及び保護者が学校に相談をします。学校は、いじめの発生について教育委員会に報告をします。このとき福祉的な支援が必要な場合などには、子ども家庭支援センターと連携して対処をいたします。また、重大事態の発生時には、この流れに加え、市長に速やかに報告するとともに、必要に応じて総合教育会議を招集し、対応策を検討し、関係機関との連携のもと、学校や教育委員会とともに対処をいたします。

なお、本方針は、稲城市全体の方針といたしまして、この後、4月末を目途とし市長決定をもって完成し、その後2月に稲城市議会に報告をしていく予定でございます。以上、説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

それでは、次に、「第二次子ども読書活動推進計画（案）について」を図書館課長よりお願いいたします。

図書館課長 それでは、第二次稲城市子ども読書活動推進計画策定の案について、ご説明

します。

平成27年5月から稲城市子ども読書活動推進計画の検討会及び策定委員会で協議した中間案をまとめさせていただきまして、平成26年12月1日から12月15日の期間で市民意見の公募をさせていただきました。市民意見公募を踏まえながら、第二次稲城市子ども読書活動推進計画を策定していくものでございます。

第二次子ども読書活動推進計画でございますが、内容的には中間案とほぼ内容についての変更等はございません。追加、修正しました箇所といたしまして、お手持ちの資料の15ページをお開きいただきたいと思います。こちら15ページのほうにつきまして、(2)の地域での取組みというところでございますけれども、策定委員会と検討委員会におきましてどこの課が施設の主たる課になるのかがわからないというようなこともございましたので、こちらのほうにつきましては、施設名を先にして課名を後にというような形で変更をさせていただいております。

続きまして、資料のほうの23ページをお開きいただきたいと思います。資料1、第二次稲城市子ども読書活動推進計画の取組みということでこちらに記載させていただいております。こちらの記載の取組みにつきましても、やはり検討委員会と策定委員会の中でどこの課がどのような形で取り組んでいくのかという取組みの状況がはっきりしていないということを踏まえながら、こちらとしても取組みのほうを載せさせていただいた点を変更をさせていただいた点でございます。

続きまして、資料の40ページ、子どもの読書に関するアンケート調査、こちらのほうにつきましては、中間案では載せておりませんものでございました。このアンケートにつきましては、平成26年6月16日から6月30日の間に、各未就園児と就学時を低学年、高学年というような形でアンケート、中学校を含めてのアンケート調査をさせていただいております。小学校、中学校におきましては、学校図書館活性化推進員の配置校と未配置校という形でアンケートをとらせていただきました。

アンケートの結果につきましては、この資料10のほうで記載させていただいておりますけれども、学校図書館活性化推進員配置校と未配置校とでかなりの読書に対する考え方の差が出ているのではないかとということがこのアンケートでは読み取れるようになっております。あと、学年が進むにつれまして読書率が下がっているというのもこちらのアンケートの中で読み取れるというふうに思っております。稲城につきましては未読率0%を達成させるために、関係する課の協力を得ながら子どもの読書を推進していきます。そのために、子どもの読書量をふやすことのみならず、読書の質を高めるための啓発活動やさまざまなジャンルの本に触れ、目的に合った本を読むことができるようになるような取組みを継続して推進していくものでございます。

以上が策定の案でございます。

委員長 ありがとうございます。
報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
城所委員、どうぞ。

城所委員 教育振興基本計画の関係ですが、先般1月13日に教育委員としての中身をいろいろ議論させていただいたところなのですが、ちょっと中身を見させていただいて、市の教育をめぐる現状と課題の部分がうまく整理をされていてよかったなという印象です。それと、結構その議論の中で時間を割いた教育目標から基本方針施策の柱にいく流れの部分が全く変わっていないのかなというところなのですが、これはもう仕方がないと理解していいのか。それとあと、その各論の中でいわゆるその取組みの方向性あるいは主な取組みについての表記の仕方についても結構議論をされたと思うのですが、それはもうちょっと変わっていないような気がするんですけど、その辺はどうお考えなんでしょうか。

教育総務課長 基本理念から目標、基本方針、施策の柱になぜか基本方針がちょっと浮いちゃっているような感じがということでございますが、この辺はもう東京都の教育ビジョン等、それも踏まえて、要は教育振興基本計画にはこういった考え方を取り入れながら進めてまいりたいと思っております。

また、各論の方向性についてはちょっとうまく集約してまとめていきたいなという考えがありますけれども、この取組みの方向性の内容の順に主な取組みというものを極力近い内容で載せられるように今のところ仕組みをつくったところでございますけれども、少しちょっと内容的にいわゆる取組みの方向性がより具体的な内容であって、主な取組みについてももう少し個別の事業等を記載した内容ということなので、委員会でもこういったことの見解を求めたところでございますけれども、とりたてて変更すべきという意見がなかったので、とりあえずこのままですね、各論の中では生かしていただきたいと思っております。

城所委員 わかりました。むやみに変えてほしいというわけではありませんので。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

保坂委員 49ページの稲城市キャリアプログラムについてなんですけれども、ここの記載で概要が、これだけで6行で、これが1文でできているんですね。「義務教育という守られた環境の中で暮らしてきた中学3年生は」というふうに来て、最後に「総合的な学習の時間に位置付けて実施します」と。この内容がもう少し、誰が、どういうもの、というふうな表記の形にしないと。誰が教育をするのか。これを読むと、何か、中学生が、実施しますみたいな。ちょっと長く、ちょっとおかしいような。

教育総務課長　　いわゆる教育委員会に、市が、とかという形になろうかと思しますので、特にこの稲城市のキャリア教育プログラムというのは、特に中学校3年生の方向だけではないというようなことを指導課から伺っておりますけれども、この表記はまた工夫が必要だと思うんですが、3年生が社会に出る一つの取組みということでこういった記載をさせていただいておりますけれども、主体、主語をわかるようにして、中学3年生向けということで記載させていただきます。もし、意味が伝わらなければ、また関係課と調整させていただきたいと思います。

保坂委員　　一文で6行というのがちょっと長いので、主述関係がちょっとわかりにくいかと思いました。少し分けたほうがよいかと。

教育総務課長　　ありがとうございます。

委員長　　よろしくお願いたします。ほかにはいかがでしょうか。

じゃあ、私のほうからは、図書館のほうで子ども読書に関するアンケートなんですけれども、図書活性化推進員配置校と配置校でないところではっきりと差が出たというような今ご報告が入っているんですけれども、そのところをもう少しちょっと具体的に説明していただきたいと思います。

図書館課長　　資料のほうの41ページでございますとおり、(7)読書の頻度というのがございます。こちらにつきましては、配置校と未配置校とで頻度の棒グラフが出ているんですけれども、配置校につきましては、30.3%が「毎日読む」というような形でアンケートが書かれております。未配置校につきましては、21.4%で、「時々読む」というのと「毎日読む」というのを含めると、これはほぼ同数な形になるんですけれども、よく読むというような形だけを捉えてしまいますと、9%ぐらいの差が出てしまうというようなことがありますので、やはり配置校の力の入れ方、ということちょっとおかしいのかもしれませんが、配置されている配置されていないというのではなくて、やはりその先生方の取り組みによって大きく変わるということは言えるのではないのでしょうか。

委員長　　ありがとうございました。

ほかにご質問はよろしいですか。城所委員、どうぞ。

城所委員　　五中の特別支援学級の関係で、実は私が聞き漏らしたのかどうかわからないんですけど、今後その入級説明会があるということで、入級希望者が4人ということなんです、そのほかの方々、門戸を開いての説明会なのか、入級に対する説明会なのか、その辺ちょっとよくわからなかったのもう一回。

学務課長 特別支援学級ですので就学相談をもうかなり経て、保護者の方がここだというふうに決定をしておりますので、門戸を開くとか、そういうことではなくて、もうそれを経た方、もうこの4人だけで説明をさせていただきます。今後、どういうふうな対応をするのか、どういうふうに子どもたちを導いていくということが主な内容になりますけれども、そういうことをご説明させていただくということになります。

城所委員 ちなみにその一中から転校してくるとか、そういうこともあり得ないんですか。

委員長 学務課長。

学務課長 今回のこの4名の方につきましては、一中の子が来るということではないです、ちょっとご報告しましたけれども、予定はしたけれども就学相談を受けてここに来る方がなかなかいらっしゃらなかったと、1年飛ばしたりなんかしていますので、今後もそういうことが可能性としてあるかもしれませんけれども、現在、平成28年度、平成29年度につきましては、今、三小、長峰、平尾小に知的の特別支援学級がありますので、そちらの人数を見ますと、何名かはまた五中のほうに希望していただけるような方がいらっしゃるんじゃないかという、人数的にはふえるものですから、それで引き続き、この五中の特別支援学級を運営していくということを考えています。結果として、一中にもこちらにも特別支援学級がありますので、その選択肢をお広げするということだと私どもは解釈して、受け入れをしたい。

城所委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

私のほうからもう一点。いじめのほうの件なんですけど、いじめ防止基本方針ありがとうございました。未然防止、それから早期発見、早期対応のように家庭、地域、関係機関との連携というふうに一番の柱がなっておりますけれども、こういった指導課のほうで出されている教育センター関係についての統計の中に、いじめ2件と書いておるんですが、非常に教育相談所でいろいろなものを相談を受けたときの守秘義務について難しいところもあるものですから、なかなか連携というのはオープンにはできないような状況もあるんだろうと思うんですけれども、その未然に防ぐというような状況、または、教育相談所のほうで受けたものについて、関係機関との連携がどのような状況に今なっているのか、その2件についてはどういうふうな状況で今学校は把握しているのか、していないのかというようなところまで含めてちょっと説明ができる範囲で結構なんですけどお願いしたいと思います。

指導課長。

指導課長 教育相談室では、臨床心理士等がカウンセリングという形で保護者や子ども、児童・生徒からの相談を受けておりますが、いじめにつきましては、まずは心に深い傷を負っている可能性がございますので、そちらを相談員のほうに受けとめて心の安定をまず確保するということが第一としております。

次の段階で実際そのいじめに対してまずはとめなければいけないということを含めて、また、今後の指導も含めて学校と連携をとる必要がございます。そのことも含めていじめの相談があった場合には教育相談員は、本人や保護者に学校や教育委員会と連携をとっていきべきだという考えのもとに、連携の、まず許可を本人に得た上で学校とも連絡をとりながら対応するというのが最も重要な連携の仕方だと考えております。

また、本人や保護者がまだ学校不信等の形で学校には言わないでほしいというケースもありますので、そのあたりは慎重に対応しているところでございます。以上でございます。

委員長 基本的には連携をというふうなところが大事ですね。ありがとうございます。
た。

ほかはいかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員 きょう、当日資料でいただいた全体構造の中でね、ちょっとどうなのかなと思ったんですけど、基本的にこのいじめ問題の流れというのは、児童・生徒・保護者の相談から発生している構造図になっているんですけども、基本的にやっぱりどう対策委員会がそのいじめを把握するかというのも大事なのかなというふうに思うんですよね。これをこの構造からいくと、相談を受けていじめ対策委員会が動くような構造になっているように思われるんですけども、この辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長 指導課長、お願いします。

指導課長 ご指摘のとおり、こちら全体構造図はわかりやすいように児童・生徒・保護者から相談が始まっているケース、全てのケースの中の一部につきましてはの流れを簡略化して図式化したものでございますが、実際は必ずしも児童・生徒・保護者からの訴えだけではなくて、学校生活の中で教員が発見したり、学校の中で児童・生徒、友達の中から心配だということで相談がある場合もございます。そういったケースも含みまして簡略化したこちらの図でございますが、学校の中でまずいじめが認知されるということもございます。また、地域の中でも子どもの様子を見ている中で地域の方から連絡がある場合等もございますので、そういったものも含めて関係する関係者の流れを図式化したものでござ

いますので、これは一つの案というふうに捉えていただけるとよろしいかと思
います。

城所委員 よろしくお願ひします。

委員長 よろしくお願ひいたします。

教育長 対策する会議だから、発見とか関係ないんだよね。ここは解決する場だから。

城所委員 わかりました。

委員長 ほかはいかがですか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。
ありがとうございます。

(午前 4時15分閉会)